平成２８年（フ）第５１７号
岡山市南区浜野４丁目３番34号101号室
債務者　髙山　　茜（旧姓八鍬）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５４４号
岡山市中区原尾島４丁目10番13号バイオレットヒルズ202
債務者　立川　賢治
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５５９号
岡山市北区原1603番地３
債務者　八尾　雅子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０６７号
東京都福生市大字熊川432番地１アミスタ103号室
債務者　小泉　敏治
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１０９号
東京都八王子市追分町７番14号第３丸武ビル605号
債務者　平尾　英之
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１１２０号
東京都多摩市馬引沢１丁目４番地の23メゾンストーク202
債務者　高柳かおり
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９５号
栃木県足利市八幡町548番地５
債務者　木村　洋子
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月24日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第２２号
横浜市鶴見区矢向６丁目13番８号　ムツアイハイム301
債務者　山川　義徳
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月30日まで
5　免責審尋期日　平成29年３月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９号
神奈川県大和市柳橋３丁目12番地11　朝日プラザ桜ケ丘Ⅱ401号
債務者　中島　絵里
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５０１号
静岡県浜松市東区小池町855番地の１　メモリアルポート507
債務者　中西由香里（旧姓岸本）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成29年４月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止

平成２８年（フ）第９６号
千葉県袖ケ浦市坂戸市場1794番地７
破産者　有限会社野村モータース
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第９７号
千葉県千葉市若葉区西都賀５―37―14ホワイトハウス85―202、住民票上の住所千葉県袖ケ浦市坂戸市場1794番地７
破産者　野村　中一
1　決定年月日　平成29年１月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１７２号
茨城県土浦市中村西根９番地24
破産者　株式会社アイ・コーポレーション
1　決定年月日　平成29年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１２６号
千葉県君津市郡１丁目10番18号　102
破産者　芝山　哲也
1　決定年月日　平成29年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２８年（フ）第１７３６号
北海道江別市朝日町10番地の13
破産者　ｉＬＡＣ合同会社
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３０号
福島県伊達市姥川５番地の５
破産者　在宅福祉会やわらぎ企業組合
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第１３４号
茨城県那珂市菅谷2279番地３
破産者　Ｍｒ　Ｃｌｅａｎ　ＪＢＣ株式会社
1　決定年月日　平成29年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所